

審議のまとめにおける対応方策（関係部分抜粋）	ガイドライン改訂案における対応（主な追記）
<p>①添削指導について</p> <p>○ 添削指導の在るべき姿について基本的な理解を欠いていると考えられるような運用を行っている学校も見受けられることから、今後、ガイドラインの改訂等により、添削指導を実施する上でのより具体的な留意事項等を示す</p>	<p>（２） 添削指導及びその評価</p> <p>① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉えて指導すること</p> <p>⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施すること</p> <p>⑥ 添削指導に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること</p> <p>⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること</p>

②面接指導及び多様なメディアを活用して行う学習による面接指導時間数の減免について

○ 面接指導の改善、充実については、高等学校通信教育における面接指導の重要性を踏まえ、国は、引き続き、点検調査等を通じて個別に改善を促すとともに、点検調査の結果等について各設置者・所轄庁に周知を図り、面接指導に必要な教育環境の整備も含めて、各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。その際には、学習指導要領に定める面接指導と通学コースに係る教育活動とが混然一体となって実施されることは不適切であることも明らかにするよう求めるべきである。

○ メディア学習による減免の適切な運用に向けては、第一には、国として、ガイドラインの改訂等により、多くの学校で現に行われている実時間減免が不適切な運用であることを示し、メディア学習による減免に係る学習指導要領の趣旨等について、各所轄庁・設置者、各学校に周知を図る

(3) 面接指導及びその評価

① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること

⑤ 実施校以外の連携施設において面接指導を実施する場合、実施校において生徒の履修状況を十分に把握するとともに、例えば、観察・実験や実習が適切に実施できるよう、施設・設備等も含め、面接指導を行う上で適切な教育環境を整えること

⑥ 実施校や連携施設において実施されている、いわゆる通学コースにおける教育活動と、指導要領等に基づき実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること

(4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導時間数の減免について

② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること

③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること

⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること

<p>②面接指導及び多様なメディアを活用して行う学習による面接指導時間数の減免について</p>	<p>○ 第二に、10分の6を超える減免については、各学校における創意工夫や、生徒の実態に応じた柔軟な対応を可能とする現在の仕組みは基本的に維持しつつも、例えば、各学校において、対象となる生徒の要件等について基準を定めることとし、国においても、基準設定において参考となる基本的な考え方を示すことなどにより、メディア学習の効果的な活用と面接指導の充実とのバランスが取れた運用を促すことが求められると考える。</p>	<p>(4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導時間数の減免について</p> <p>④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること</p> <p>⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならないこと</p>
---	--	--

<p>③学校設定教科・科目等について</p>	<p>○ 学校設定教科・科目については、他の教科・科目に比して特に課題が見られることから、(略)、今後、ガイドラインの改訂等により、学校設定教科・科目を開設する上でのより具体的な留意事項を示していくことも必要である。</p> <p>○ さらに、特色ある教育課程を編成する等といった観点から学校の裁量が生かされる余地は残しつつも、例えば、学校設定教科・科目の1単位当たり1回以上の添削指導、1単位時間以上の面接指導の実施が必要であることについて、明確化を図るなどの措置を講ずることも必要であり、また、総合的な学習の時間についても、同様の措置を講じることが必要であると考えられる。</p>	<p>(6) 学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施</p> <p>① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われぬまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること</p> <p>② 総合的な学習の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること</p> <p>③ 総合的な学習の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること</p>
<p>⑤多様な生徒に対するきめ細かな支援、生徒指導や教育相談、進路指導等の充実について</p>	<p>○ (略) ガイドラインの改訂の際には、生徒指導や教育相談、進路指導等は、通学コースの運営の有無にかかわらず、学校として行うべき業務であることの明確化を図ることも必要である。</p>	<p>(7) その他</p> <p>⑥ なお、上記②～⑤の内容も含む教育支援や生徒指導、進路指導等は、いわゆる通学コースに生徒が在籍しているか否かにかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること</p>

<p>⑦サテライト施設の積極的な把握等</p>	<p>○ サテライト施設のうち、面接指導等の学校教育活動が行われる施設については、所轄庁が確実にその設置状況等を把握できる仕組みが必要であることから、「面接指導実施施設（仮称）」として、通信制高等学校の学則に記載するよう制度改正を図ることが必要である。</p> <p>○ ガイドラインの改訂等により、所轄庁が当該学則変更の認可を行う際に参照すべき指針を策定し、「面接指導実施施設（仮称）」において求められる教育環境等について明らかにする</p>	<p>※「面接指導等実施施設」を学則の必須的記載事項とするため、学校教育法施行規則を改正</p> <p>※面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針を策定</p>
<p>⑨広域通信制高等学校における積極的な情報公開の推進</p>	<p>○ 生徒や保護者等の関係者が広域通信制高等学校の教育の改善に向けた取組等について適切な情報を得られるよう、ガイドラインの改訂等により、設置者や広域通信制高等学校における積極的な情報公開に向けた留意事項等を示していくことが必要</p>	<p>4. 積極的な情報公開の推進</p> <p>① 実施校及び実施校の設置者においては、積極的な情報公開に努めること。その際には、生徒や保護者等の関係者が、学校の教育環境の充実に向けた取組や学校の運営状況等に関し、適切な情報を得られるよう努めること</p>